④　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

⑤　入札説明書の交付、競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下、「資料」という。）の提出、受領に係わる確認及び入札について、原則として電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難い者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し、承諾を得た者は紙入札方式に変えることができる。

2　競争参加資格

次に掲げる⑴から⑿の全ての条件を満たしている者、若しくは条件を満たしている二者又は三者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、共同企業体にあっては東海農政局長から共同企業体として資格認定を受けた者であること。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　東海農政局における「土木一式工事」に係る平成21・22年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東海農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記２の⑶の再認定を受けた者を除く。

⑸　東海農政局における「土木一式工事」に係る平成21・22年度一般競争参加資格の認定の際に、単体及び共同企業体の代表者は、客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,250点以上であること。ただし、共同企業体の代表者以外の構成員は、客観点数が1,150点以上であること。上記２の⑶の再認定を受けた者にあっては、当該再認定後の客観点数が要件を満たしていること。

⑹　技術提案（ＶＥ提案）（以下「技術提案」という。）が適正であること。技術提案の提出にあたっては、入札説明書に示す全ての条件を満足する内容であること。この技術提案が適正と認められない場合で標準案に基づいて施工する意志がある場合、また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、入札説明書に示す様式により標準案に基づいて施工する意志を記載し提出すること。

⑺　施工実績　平成６年度から平成20年度（過去15年度間）の間に元請として完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。

なお、共同企業体にあっては、構成員のうち１者が同種工事の施工実績を有すること。

また、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものについてのみ認める。

同種工事とは「密閉型シールドトンネル工事」で、工事規模はシールド外径が2.9m以上かつ施工延長970m以上の施工実績とする。ただし、平成10年１月１日以降に完成した農林水産省発注工事の工事成績が65点未満のものについては、施工実績としては認めない。

⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ここで、「同等以上の資格を有する者」とは、建設業法第15条第２号で定めている者のうち、一級土木施工管理技士以外の者とする。

②　平成６年度から平成20年度（過去15年度間）の間に、上記２の⑺に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、工事の経験とは、全工事期間に従事した者を原則とするが、同種工事の工期期間の３分の２又は、同一工事に１年以上の従事したことが確認できること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者（平成16年２月29日以前に交付された監理技術者資格証を有する者は、監理技術者講習終了証を有する者とみなす。）であること。

なお、共同企業体にあっては、構成員のうち１者が監理技術者、その他の者に主任技術者を配置するものとし、このうち１人の主任技術者又は監理技術者が同種工事の施工実績を有すること。

④　入札参加希望者と配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係（技術資料提出の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）にあること。

⑼　申請書及び資料の提出期限の日から開札時までの期間に、東海農政局長から「東海農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成19年10月10日付け19海総第709号（会））」に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　上記１の⑵に示した工事に係る設計業務等の請負者（請負者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該請負者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　次の記事項に該当しない者であること。

①　不誠実な行為の有無　請負契約の履行が不誠実、下請契約関係が不適切、警察当局による公共工事からの排除要請、贈賄及び不正行為による指名停止、虚偽の技術資料の提出等

②　経営状況　手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の有無

③　安全管理の状況　事故等に基づく指名停止、労働基準監督署からの指導を受け改善を行っていない等の有無

④　労働福祉の状況　賃金不払い等による労働基準監督署からの通報があり改善を行っていない、退職金共済契約の締結を行っていない等の有無

⑿　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価項目

①　技術提案（ＶＥ提案）

②　ヒアリング

③　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点（入札説明書に示された内容を満たしている場合に付与する点数をいう。）とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を50点（技術提案の最高点40点＋ヒアリングにおける評価の最高点10点）とする。

②　「施工体制評価点」の算出方法は、ヒアリングにより、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、「施工体制評価点」を与える。

なお、「施工体制評価点」の評価結果に応じて、「加算点」を減じる措置を行う。

③　「加算点」の算出方法は、上記３の⑴評価項目①及び②について評価した結果、得られた「評価点数」の合計値の最も高い者に40点、その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

また、技術提案等をもとにヒアリングを行い、ヒアリングによる評価において最高点10点を与え、合わせて最高点50点を「加算点」として与える。

④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式（標準Ａ型のうち施工体制確認型の試行）は、入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点＋施工体制評価点＋加算点}／入札価格、以下「評価値」という。）により行う。

⑶　落札者の決定方法

①　入札参加者の「評価値」が最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

ア　入札価格が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ有効な入札であること。